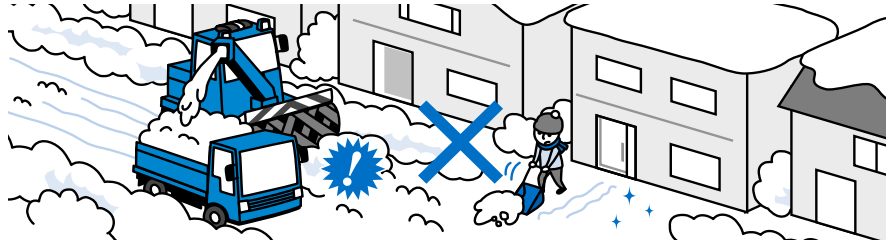


除雪に関するお願い

❗ 道路への「雪出し」をしないで

敷地内の雪を道路に出すと道幅が狭くなるほか、路面が凸凹になり、通行の妨げや事故の原因になります。



❗ 「路上駐車」をしないで

路上駐車は、除雪車が通れなくなるなど作業の支障になり、不均一な除雪になってしまいます。



❗ 公園を雪置き場にしないで

子どもたちのけがや事故、遊具や樹木の損傷の恐れがあるため、公園には**原則**、雪を置くことはできません。



町内会と市との間で「覚書」を交わすことで、公園を地域の雪置き場として利用することができます。

公園利用のルール・注意点

- ▶ 地域内に雪置き場がなくて困っている町内会などが対象です。
- ▶ 機械での雪入れはせず、スノーダンプなどを利用してください。
- ▶ 春先の雪割りや清掃をお願いします。
- ▶ 雪を入れるためのスロープを使ったそり遊びなど、子どもたちが危険なことをしないように、パトロールや注意喚起をお願いします。



※スロープは道路と直線的に結ばず、勾配を緩くしてください。

【詳細】 西区維持管理課 TEL 667-3201